

【コラム — 判例法理の進化】

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、弁護士などの法律実務家に、従来の判例法理の一擲を求めるものですが、前述のように、その判例法理は、旧判例に比べ、法理をより高度なものに高め、かつ、深めております。

その判例法理の進化、発展の跡を指摘しますと、次のとおりです。

すなわち、従前の法理は、下記2判例ですが、いずれも、実にシンプルな法理です。

文字数にしても、せいぜい100字程度です。

その1は、最高裁昭和29年4月8日判決ですが、その法理は、

相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とするから、所論は採用できない。

というだけのもの、

その2の最高裁平成16年4月20日判決は、昭和29年判例を引用して、

相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される（昭和29年判例引用）。

というものなのです。

それに比べ、今次の判例法理は、これをもう少し詳しく引用しますと、

(1) 相続人が数人ある場合、各共同相続人は、相続開始の時から被相続人の権利義務を承継するが、相続開始とともに共同相続人の共有に属することとなる相続財産については、・・・遺産全体の価値を総合的に把握し、各共同相続人の事情を考慮して行うべく特別に設けられた裁判手続である遺産分割審判によるべきものとされており、・・・また、その手続において基準となる相続分は、特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である（民法903条から904条の2まで）。このように、遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在することがうかがわれる。

ところで、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産で

あるという点においては、本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起される。預貯金契約は、・・・預貯金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている。そして、・・・預貯金債権の存否及びその額が争われる事態は多くなく、預貯金債権を細分化してもこれによりその価値が低下することはないと考えられる。このようなことから、預貯金は、預金者においても、确实かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる。

共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に
応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を
得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきてい
るが、これも、以上のような事情を背景とするものであると解される。

(2) そこで、以上のような観点を踏まえて、改めて本件預貯金の内容及び性質を子細にみつつ、相続人全員の合意の有無にかかわらずこれを遺産分割の対象とすることができるか否かにつき検討する。

ア・・・普通預金契約及び通常貯金契約は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである。・・・そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異ならないというべきである。すなわち、・・・上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと考えられる。・・・預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。

イ・・・定期貯金についても、・・・契約上その分割払戻しが制限されているものと解される。そして、定期貯金の利率が通常貯金のそれよりも高いことは公知の事実であるところ、上記の制限は、預入期間内には払戻しをしないという条件と共に定期貯金の利率が高いことの前提となっており、単なる特約ではな

く定期貯金契約の要素というべきである。しかるに、定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行行使する余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい。

ウ 前記(1)に示された預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

(3) 以上説示するところに従い、・・・その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。

という詳細を極めた内容になっているのです（著者注：・・・の部分は中略部分。下線部分は、著者の挿入による。）。書かれた文字数も3000字を超えております。

旧判例は、具体的相続分のない相続人にまで、預貯金を相続させた点で、相続人間に公平とはいえない結果を引き起こしてきましたが、新判例は、それを是正した点で、法理の進化、高度化がみられるように思えます。

